環境委員会資料 平成27年8月27日

#### 平成27年第4回定例会 提出議案資料

議案第127号

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

資料:川崎市乗合自動車乗車料条例新旧対照表

参考資料 :回数乗車券の見直しについて

交 通 局

#### 川崎市乗合自動車乗車料条例 新旧対照表

改正後 改正前 ○川崎市乗合自動車乗車料条例 ○川崎市乗合自動車乗車料条例 昭和25年12月15日条例第44号 昭和25年12月15日条例第44号 第1条 本市乗合自動車に乗車する者は、この条例に定めるところにより料第1条 本市乗合自動車に乗車する者は、この条例に定めるところにより料 - 金を支払わなければならない。ただし、旅客(6歳未満の者を除く。以下 | 金を支払わなければならない。ただし、旅客(6歳未満の者を除く。以下 - この条において同じ。)が同伴する1歳以上6歳未満の者については、旅| この条において同じ。)が同伴する1歳以上6歳未満の者については、旅 客1人につき2人までを無料とし、1歳未満の者については、無料とする。 客1人につき2人までを無料とし、1歳未満の者については、無料とする。 第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。 第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。 (1) 普通乗車料金 大人(12歳以上の者をいう。以下同じ。) (1) 普通乗車料金 大人(12歳以上の者をいう。以下同じ。) 1乗車につき 210円 1乗車につき 210円 小児(12歳未満の者をいう。以下同じ。) 小児(12歳未満の者をいう。以下同じ。) 1乗車につき 110円 1乗車につき 110円 (2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円 (2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円 小児 1乗車につき 60円 小児 1乗車につき 60円 (3) 回数乗車料金 (3) 回数乗車料金 回数乗車券 210円券28枚つづり 5,000円 回数乗車券 210円券23枚つづり 4,000円 210円券11枚つづり 2,000円 110円券10枚つづり 1,000円 110円券23枚つづり 2,000円 60円券23枚つづり 1,000円 60円券23枚つづり 1,000円 (4) 定期乗車料金 (4) 定期乗車料金 通勤定期乗車券 1箇月 9,200円 通勤定期乗車券 1箇月 9,200円 3 筒月 26, 220円 3 筒月 26, 220円 6 箇月 49,680円 6 箇月 49,680円 特殊通勤定期乗車券 1 箇月 6,440円 特殊通勤定期乗車券 1 箇月 6,440円 3 箇月 18,350円 3 箇月 18,350円 6 箇月 34,780円 6 箇月 34,780円 通学定期乗車券(甲) 1箇月 7,300円 通学定期乗車券(甲) 1箇月 7,300円 3 筒月 20,810円 3箇月 20,810円

6 筒月 39,420円

通学定期乗車券(乙) 1 箇月 2,400円

3 筒月 6,840円

6 筒月 12,960円

特殊通学定期乗車券(甲) 1 筒月 5,110円

3 筒月 14,570円

6 筒月 27,590円

特殊通学定期乗車券(乙) 1 筒月 1.680円

3 筒月 4,790円

6 箇月 9,070円

- 行することができる。
- 3 交通局長は、他の運輸機関と競合する運転区間のうち、協定により相互3 交通局長は、他の運輸機関と競合する運転区間のうち、協定により相互 に乗車できる区間に使用できる第1項第4号に規定する種類の定期乗車券 に乗車できる区間に使用できる第1項第4号に規定する種類の定期乗車券 (以下「共通定期乗車券」という。) を発行することができる。
- |4 第2項に規定する共通回数乗車券の料金については第1項第3号に規定|4 第2項に規定する共通回数乗車券の料金については第1項第3号に規定 する種類の回数乗車券に応じた料金を、前項に規定する共通定期乗車券の 適用する。
- 5 交通局長において必要と認めたときは、第1項から第3項までに規定する 交通局長において必要と認めたときは、第1項から第3項までに規定する で通局長において必要と認めたときは、第1項から第3項までに規定する。 る種類以外の乗車券を発行することができる。

第2条の2~第10条 略

附 則(平成27年 月 日条例第 号)

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

6 筒月 39,420円

通学定期乗車券(乙) 1 筒月 2,400円

3 箇月 6,840円

6 筒月 12,960円

特殊通学定期乗車券(甲) 1 箇月 5,110円

3 筒月 14.570円

6 筒月 27,590円

特殊通学定期乗車券(乙) 1 箇月 1.680円

3 箇月 4,790円

6 箇月 9,070円

- | 2 | 交通局長は、他の運輸機関との協定により、相互に乗車できる前項第3 | 2 | 交通局長は、他の運輸機関との協定により、相互に乗車できる前項第3 | | 号に規定する種類の回数乗車券(以下「共通回数乗車券」という。)を発|| 号に規定する種類の回数乗車券(以下「共通回数乗車券」という。)を発| 行することができる。
  - (以下「共通定期乗車券」という。) を発行することができる。
- する種類の回数乗車券に応じた料金を、前項に規定する共通定期乗車券の 料金については第1項第4号に規定する種類の定期乗車券に応じた料金を 料金については第1項第4号に規定する種類の定期乗車券に応じた料金を 適用する。
  - る種類以外の乗車券を発行することができる。

第2条の2~第10条 略

# 回数乗車券の見直しについて

### 見直し前後の比較

現行(平成26年4月改定)					平成28年4月以降			
券種	内 訳	利用額	割引率		券種	内 訳	利用額	割引率
4,000円 (大人用)	210円券×23枚	4,830円	17.2%	統合	5,000円	010Ⅲ类 V 00+h	E 000 III	1 5 00/
2,000円 (大人用)	210円券×11枚	2,310円	13.4%	合	(大人用)	210円券×28枚	5,880円	15.0%
2,000円 (小児用)	110円券×23枚	2,530円	20.9%	変更	1,000円 (小児用)	110円券×10枚	1,100円	91%
1,000円 (小児特殊)	60円券×23枚	1,380円	27.5%		1,000円 (小児特殊)	60円券×23枚	1,380円	27.5%
1,850円 (通信大人)	210円券×11枚	2,310円	19.9%	据置き	1,850円 (通信大人)	210円券×11枚	2,310円	19.9%
2,020円 (通信特殊)	110円券×23枚	2,530円	20 2%		2,020円 (通信特殊)	110円券×23枚	2,530円	20.2%

※ 障害児、通信制学生を対象とした券種は、社会的弱者等への配慮から、交通局のCSRとして現状継続

## 他事業者の状況

	発売額	利用額	割引率	内 訳	用途
横浜市	5,000円	5,850円	14.5%	220円×26枚、110円×1枚、10円×2枚	大人用
	1,000円	1,100円	9 1%	110円×10枚	小児用
	4,680円	5,850円	20.0%	220円×26枚、110円×1枚、10円×2枚	通信制学生用
東京都	5,000円	5,850円	14.5%	210円×27枚、180円×1枚	大人用
	1,000円	1,100円	9 1%	110円×10枚	小児用
	1,000円	1,100円	9 1%	90円×12枚、20円×1枚	学バス(小児)用

※ 臨港バス、東急バス、小田急バスについては、回数券を発売していない。

発売終了時期 : (臨港バス) 平成26年4月 (東急バス) 平成25年12月 (小田急バス) 平成8年度末